

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇六（略）</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇六（略）</p>